

機械器具（09）医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管

一般医療機器 特定保守管理医療機器 設置管理医療機器

天井取付け式 X 線管支持器（40946000）

天井取付け式 X 線管支持器 CS シリーズ

【形状・構造及び原理等】

1. 外観



ルユニットのブレーキ解除スイッチを押すことで、ブレーキを解除し、手動にて X 線管装置の位置を調整する。
電子的に制御されており、その動きと位置をカセット又は、平面検出器に追従させる機能を有する。

【使用目的又は効果】

本品は、診断用 X 線装置に附属する X 線管装置の取り付け、保持、位置調整の為に装置である。機械的及び電子的に制御されており、その動きと位置をカセット又は、平面検出器に追従させる機能を有する。X 線装置の部品又は付属品と見なされ、X 線画像診断用のみに使用される。

2. 電氣的定格

*（CS2、CS3、CS4）

定格電源電圧：230VAC

定格電源周波数：50/60Hz

消費最大電流：1.8A

*（CSM）

* 定格電源電圧：220/230VAC

* 定格電源周波数：50/60Hz

* 消費最大電流：3A

3. 機器の分類

電撃に対する保護の形式による分類：クラス I 機器

電撃に対する保護の程度による分類：B 形装着部

4. 寸法

縦方向レール長：4300mm（標準レール）

7000mm（拡張レール）

横方向レール長：2356mm

*（CS2、CS3 標準レール、CSM 標準レール）

4076mm

*（CS4、CS3 拡張レール、CSM 拡張レール）

シーリングサスペンションユニット

縦：900mm（CS2、CS4）

1010mm（CS3）

* 1004mm（CSM）

* 横：650mm（CS2、CS3、CS4）

* 893.1mm（CSM）

* 天井－焦点：860mm ～ 2360mm（CS2、CS4）

* 871mm ～ 2528mm（CS3、CSM）

5. 動作原理

診断用 X 線装置に附属する X 線管装置の取り付け、保持、位置調整を行う。天井に取付けられた横方向と縦方向のレールにより、X 線管装置の縦方向／横方向移動を行う。シーリングサスペンションユニットのアーム部が伸縮することで、X 線管装置の垂直方向移動を行う。シーリングサスペンションユニット内にはバランスが内蔵されており、これにより X 線管装置の重量を相殺し、垂直方向移動がスムーズに行える。コントロー

【使用方法等】

1. システムの電源をオンにし、レジストレーションデバイスを選択する。
2. SID を設定する。
3. ブッキートレイにカセット又は可搬型平面検出器等を挿入する。
4. X 線管装置をカセット又は可搬型平面検出器等に向ける。
5. 照射野を調整する。
6. 撮影条件を設定する。
7. X 線照射を行う。
8. ブッキートレイからカセット又は可搬型平面検出器等を取り出す。

【使用上の注意】

＜重要な基本的注意＞

1. この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないこと。
2. 被検者、操作者、介助者は装置の可動部分や装置と壁や床等に挟まれない様に常に注意を払うこと。
3. 指定された機器以外の装置を接続した場合、所定の EMC 性能（電磁両立性）を発揮できないおそれがあるので指定機器以外は接続しないこと。
4. 本装置の傍で携帯電話など電磁波を発生する機器の使用は、装置に障害を及ぼすおそれがあるので使用しないこと

＜妊婦、産婦、授乳婦及び小児等への適用＞

妊婦、妊娠の疑いのある者、授乳中の者、及び小児へ使用する場合は医師の指示のもとで慎重に行うこと。

【保管方法及び有効期間等】

耐用期間

10 年〔自己認証（当社データ）による〕

（但し、指定された使用環境において標準的な頻度で使用され、指定の保守点検と定期交換部品・消耗品の交換をした場合の年数であり、使用状況によっては異なる場合がある）

【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検（日常点検）＞

1. 目視による点検

(1) 外観の確認

- 装置の外観に異常がないことを確認すること。
- ・ ケーブル、付属品などに損傷や磨耗がないこと

(2) 清浄性の確認

- 清浄な状態であることを確認すること。
- ・ 装置に被検者の体液、血液、汚物及び造影剤等が付着していないこと

(3) 装置周辺の確認

- 装置の妨げになる物がないこと。

2. 機能の確認

(1) 装置の正常状態の確認

- 装置の正常状態・正常動作を確認すること。
- ・ 可動部の動作
 - ・ 装置の動作
 - ・ システムの起動
 - ・ 異音、異臭がないことを確認すること

(2) 装置の固定状態の確認

- 装置（付属品含む）の固定を確認すること。

(3) 安全機能の確認

- 所定の安全機能が正常に作動することを確認すること。

詳細は取扱説明書を参照すること。

＜業者による保守点検＞

12ヶ月ごとの定期点検を当社または当社の指定する業者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社フィリップス・ジャパン

・ お客様窓口

電話番号：0120-556-494 平日 9 時～18 時

・ 修理受付窓口

電話番号：0120-095-205